

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成27年5月18日提出

市川市長 大久保 博

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

### 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、都市計画税の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市都市計画税条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をするものである。

平成 27 年 3 月 31 日

市川市長 大 久 保 博

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

市川市長 大 久 保 博

#### 市川市条例第 24 号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

市川市都市計画税条例（昭和 31 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「又は第 28 項」を「、第 28 項又は第 30 項から第 33 項まで」に改める。

附則第 2 項の前の見出し、同項及び附則第 3 項中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 4 項から第 6 項までの規定中「第 2 項」を「附則第 2 項」に、「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）、第 9 項及び第 10 項中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 11 項中「これらの規定」を「同条第 1 項」に改める。

附則第 12 項中「及び第 13 項」を削る。

附則第 13 項中「第 15 項から第 22 項まで、第 24 項、第 30 項若しくは第 40 項」を「第 17 項から第 24 項まで、第 26 項、第 32 項若しくは第 42 項」に、「第 28 項」を「第 30 項から第 33 項まで」に改める。

附則第 14 項の見出し中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号）附則第 10 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）」

附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。